

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) ケイマン諸島、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ネクサ
ス・ウェイ89、エリアン・フィデューシャリー・サービシ
イズ (ケイマン) リミテッド
(Elian Fiduciary Services (Cayman) Limited, 89 Nexus Way,
Camana Bay, Grand Cayman, KY1-9007, Cayman Islands)
(名 称) セレクト・バンテイジ・インク (Select Vantage Inc.)

上記被審人に対する平成27年度(判)第1号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2106万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年5月15日

2 事実及び理由

別紙のとおり

平成29年3月14日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

(課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実(以下「違反事実」という。))

被審人は、自己資金により株式売買等を行って収益を得ることを業とする会社であるが、同社の株式売買業務に従事していたAら17名のトレーダーにおいて、同社の業務に関し、別表1網掛け部分記載のとおり、東京証券取引所市場第一部に上場されている日本海洋掘削株式会社等の株式、いずれも金融商品取引所が上場する合計45銘柄の株式につき、私設取引システムを利用した上記各株式の売買を誘引する目的をもって、平成26年4月9日から同年5月23日までの間、合計28取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)及びB証券株式会社ほか1社において、C社、D証券株式会社等を介し、東証の午前立会時間終了後から午後立会時間開始前までの注文受付時間に、東証で成行又は直前の寄前気配値段よりも上値の価格帯に約定させる意思のない大量の買い注文を発注して寄前気配値段を引き上げた上で、B証券株式会社等で売り注文を発注し、その売り注文の一部に自己の買い注文を対当させて株価を引き上げて残りの売り注文を自己に有利な価格で約定させるなどの方法により、上記各株式の売買及びその委託を行い、もって、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(違反事実認定の補足説明)

第1 事案の概要等及び本件争点

- 1 本件は、違反事実記載の17名のトレーダー(以下「本件各トレーダー」という。)によりなされた別表1網掛け部分記載の各取引が法第174条の2第1項所定の違反行為に該当するものであり、法人である被審人が同項所定の「違反者」に該当するとして、審判手続が開始された事案である。

なお、職権調査の結果等によれば、被審人は、平成23年9月、英領アンギラ法に基づき、同国ヴァレー、メイソン・コンプレクス、スイート19&20を登録住所として設立された後、本件審判手続中である平成27年12月21日、Continuation(英国コモンロー上の概念で、同一法人格を保ちながら、ある法域で存続する会社の当該法域における登録を削除して、その他の法域において新たに登録することにより、外国法人化すること)の手続により、法人格の同一性を保ちながら、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ネクサス・ウェイ89、エリアン・フィデューシャリー・サービシズ(ケイマン)リミテッドを登録住所として、英領ケイマン諸島の会社として登録され、英領アンギラ諸島における登録は削除されたものであるが、本件審判手続は英領ケイマン諸島の

会社として登録された被審人にそのまま係属するものと解される。

2 被審人は、別表1記載の各取引が、本件各トレーダーにより、被審人の計算においてなされたことは争わないものの（ただし、別表1の取引評価欄に記載された各取引に対する評価は除く。）、次の各点を争っているから、以下では、これらについて補足して説明する。

- (1) 本件各トレーダーが行った上記各取引が一体のものと評価できること（以下「争点①」という。）
- (2) 法人である被審人が法第174条の2第1項所定の「違反者」といえること（以下「争点②」という。）
- (3) 別表1網掛け部分記載の各取引について、各株式の取引を誘引する目的（以下「誘引目的」という。）があったこと（以下「争点③」という。）
- (4) 別表1網掛け部分記載の各取引について、有価証券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ取引所金融商品市場における各株式の相場を変動させるべき一連の取引（以下、前者を「繁盛取引」、後者を「変動取引」という。）に該当すること（以下「争点④」という。）

第2 認定事実（各事実は、掲記の証拠等によって認められる。）

1 関係者等

(1) 被審人

被審人は、自己資金により株式売買等を行って収益を得ることを業としていた（争いが無い。）。

(2) Eグループ

被審人代表者を唯一の受益者とする信託であるFは、被審人及び英領アンギラ法に基づき設立されたG社のそれぞれの全株式を保有し、被審人の完全子会社であるH社などとともに、Eグループを構成していた（甲2、5ないし7、27、被審人代表者）。

被審人代表者は、G社及びH社の各取締役（いずれも唯一の取締役）にも就任しており、G社においては、社長に相当するプレジデント兼総務担当役員に相当するカンパニー・セクレタリー、H社においては、カンパニー・セクレタリーの役職にあった（甲6）。

G社は、トレーダーを雇用する業務を行っており、Eグループ内でトレーダーを雇用するのはG社のみであった（被審人代表者）。

2 被審人における株取引の実行体制等

- (1) 被審人は、G社との間でトレーダー業務契約を締結し、同契約により、G社は、トレーダーを雇用した上、被審人が提供した資金及び取引システムを使っ

て株式取引等を行っていた（甲5、被審人代表者）。

- (2) G社においては、世界各地に設けられていた支店に拠点マネージャーが置かれていたところ、各拠点マネージャーは、G社との間でトレーダー・ロケーション契約を締結し、各トレーダーの訓練・監督等を行う責務を負うとともに、各トレーダーの行為について責任を負うこととされていた（甲5、7、乙2の2、4の2）。

また、各トレーダーの取引は、リスク・アナリスト等によっても監視されていた。具体的には、リスク・アナリストが、ある取引について更に調査や処分が必要と判断した場合、シニア・リスク・アナリストに対して勧告がされ、シニア・リスク・アナリストによってその内容が審査された後、警告や取引停止等の追加的な処理が不必要な場合はシニア・リスク・アナリスト自らが処理し、トレーダーの解雇やオフィスの閉鎖といった重要事項は、被審人代表者やチーフ・コンプライアンス・オフィサーに最終判断が求められていた。これらのリスク・アナリスト、シニア・リスク・アナリスト及びチーフ・コンプライアンス・オフィサーは、いずれもH社に雇用されていた。（甲5、6）

- (3) 被審人は、各トレーダーが執行した取引によって得られた利益から、一定の経費を控除したもの（net trading profits）の中から、各トレーダーが所属する拠点マネージャー及び当該トレーダーに支払う報酬を賄うのに十分な金額を一定の計算方法に基づいて算出し、月額手数料として、G社に対して、毎月支払い、G社は、各トレーダーに対し、この月額手数料の中から報酬を支払っていた（甲5）。

3 前提となる各取引所における取引の特徴等

本件において、本件各トレーダーは、東証のほか、B証券株式会社及びI証券株式会社が提供する私設取引システム（Proprietary Trading System、以下「PTS」という。）において、取引を行っている（別表1・市場区分欄及び注③参照）。

東証並びにB証券株式会社及びI証券株式会社における取引の特徴等は、以下のとおりである。

(1) 取引時間

東証の取引時間は、午前9時から午前11時30分（前場）及び午後0時30分から午後3時（後場）である一方、B証券株式会社の取引時間は、午前8時20分から午後4時（デイトタイム・セッション）及び午後7時から午後11時59分（ナイトタイム・セッション）、I証券株式会社の取引時間は、午前8時から午後4時である（甲11ないし14）。

なお、東証では、午前11時30分から午後0時30分までが場間であり、場間においては、午後0時5分から午後0時30分まで注文が可能である（甲

11)。

(2) 呼値の単位

東証並びにB証券株式会社及びI証券株式会社では、本件当時、投資者が発注する際の注文値段（呼値）の単位に違いがあり、B証券株式会社及びI証券株式会社では、東証より細かい単位の呼値での発注が可能であった。例えば、株価等の価格が1000円以下の場合、東証では基本的に1円単位での注文となるが、B証券株式会社及びI証券株式会社では0.1円単位での注文も可能となっていた。（甲12、13）

(3) 両取引所の価格差を利用した取引

同一銘柄の有価証券につき、東証とPTSという複数の異なる市場での取引が可能であることから、投資者は、複数の市場における価格差を利用して有利な取引を行うことができる。すなわち、投資者は、東証とPTSの板情報を並列させて比較しながら売買をすることができることから、同一銘柄の有価証券について両市場において価格差がある場合、割安な価格で買う一方、割高な価格で売ることによって投資者は利益を上げることができる。（甲10、15）

なお、同一銘柄の有価証券について、東証とPTSとの間に価格差があったとしても、各投資者がそれぞれ自己に有利な取引をしようと考え、割安な価格の市場では買われ、割高な価格の市場では売られる結果、前者では価格が上昇し、後者では価格が下落することで、最終的には両者の価格が収斂していくことになる。そのため、同一銘柄における東証とPTSの価格には相関関係が認められ、両者の価格は連動して推移するとされている。（甲10）

4 本件各トレーダーにより行われた各取引

本件各トレーダーは、別表1記載のとおり、株式売買に係る取引をした(甲1)。

上記各取引においては、被審人代表者が全額出資してハンガリーに設立されたJ社が開設した証券口座が使用されていた。同取引の仲介者の一人であるC社において、同口座を通じた注文の原始委託者は被審人であると記録されていた。（甲27）

本件各トレーダーは、G社の中華人民共和国上海直轄市に所在する支店（以下「上海支店」という。）に所属する者4名と同国河南省鄭州市に所在する支店（以下「鄭州支店」という。）に所属する者13名であった（甲4）。

第3 争点①について

争点①に係る各取引の評価、すなわち、本件各トレーダーによる別表1記載の各取引について、各トレーダー個々人の意思で実行されたと評価するべきか、あるいは本件各トレーダーが意思を通じ合い、一体として実行されたと評価するべ

きか、という点は、他の争点の判断とも関係するものであることから、他の争点に先立って判断を示すこととする。

1 本件各トレーダーが行った取引態様について

本件争点に係る各取引を示す別表1には、左欄に甲1の資料「セレクト・バンテイジに係る注文・約定及び板情報一覧表」と同様の番号（1ないし142）を付しているところ、同一番号内に記載されている各取引を合わせて一連取引と称するものとするが、142回行われたそれぞれの一連取引（以下「本件各一連取引」といい、別表1のNo.欄の番号を指して「○番の取引」などともいう。）には、ほぼすべてについて、以下のような取引態様が含まれている。

(1) 株式の買い仕込み

まず、本件各トレーダーは、東証の前場において、対象株式を買い付けているところ、かかる取引は、下記(2)以降の取引の準備行為に相当する取引であったと捉えることが可能である（別表1の取引評価欄中「買い仕込み」と記載のある取引を参照）。

なお、本件各一連取引の中には、13番の取引のように東証の前場において対象株式の買付けを行っていないもの、あるいは14番の取引のように前場において対象株式の買い注文は出しているものの、約定せずに下記(2)の時点で対象株式の保有残高がないものも存在する。

(2) 東証における大量の買い注文

ア 次に、本件各トレーダーは、東証において、当該対象株式につき、後場の寄付き前に、成行あるいはその直前の寄前気配値段（東証において、投資者向けに公表している後場の寄付き時に約定が想定される値段）よりも高指値で買い注文を行っている。かかる買い注文は、下記(4)と併せ、約定する意思のない買い注文（いわゆる買い見せ玉）と捉えることが可能である（別表1の取引評価欄中「買い見せ玉（発注）」と記載のある取引を参照）。

イ 上記アの買い注文における発注株数は、本件各トレーダーが行ったそれ以外の買い注文の30倍以上（本件各一連取引合計142回の平均倍率。最も倍率の低い銘柄でも約8倍であり、最も倍率の高い銘柄では100倍）に及んでいる上、本件各一連取引合計142回のうち約120回においては、当該買い注文の発注直前の寄前気配値段とその値段より高い売り指値注文の7本までの指値（以下「8本値」という。）の売り注文の合計株数を上回っており、平均すると8本値で発注されていた売り注文の合計株数の約1.63倍であったことが指摘できる（甲18、19）。

ウ また、本件各トレーダーによる上記アの買い注文の後、寄前気配値段は、本件各一連取引合計142回の平均で約34.9円引き上げられる結果とな

ったことも指摘できる（甲19）。

(3) P T Sにおける有利な価格での約定

その後、本件各トレーダーは、下記の方法を用い、B証券株式会社及びI証券株式会社が提供するP T Sにおいて、有利な価格で対象株式を約定させる結果となった（別表1の取引評価欄中「買い見せ玉（発注）」と記載のある取引と「買い見せ玉（取消し）」と記載のある取引との間にされた取引を参照）。なお、下記ア又はイの方法で発注した売り注文のすべてが下記(4)の買い見せ玉の取消し前までに約定しているものではない。

ア 東証の寄前気配値段を引き上げた直後、P T Sにおいて、引き上げた東証の寄前気配値段よりわずかに下値で売り注文を出し、新たに発注される投資者の買い注文と対当させて約定させる。

イ 東証の寄前気配値段を引き上げた直後、P T Sにおいて、引き上げた東証の寄前気配値段よりわずかに下値で売り注文を出し、その一部に自己の買い注文を対当させ（いわゆる対当売買）、その後に出てきた投資者の買い注文と自己の残りの売り注文を対当させて約定させる。

(4) 東証に発注していた買い注文（買い見せ玉）の取消し

ア 上記(3)の後、本件各トレーダーは、東証の後場開始前に、東証に発注していた上記(2)の買い注文を取り消している（別表1の取引評価欄中「買い見せ玉（取消し）」と記載のある取引を参照）。

イ 上記(2)の買い注文及びその取消しは、いずれも東証の間で行われており、その間は最大でも約17分であった。

2 本件各一連取引における本件各トレーダーの役割等

上記1の取引態様を前提とすると、本件各トレーダーの関与及び役割についても、次のとおり捉えることができる（甲17）。

(1) 合計142回の本件各一連取引には、各対象株式につき、それぞれ買い見せ玉と評価できる大量の買い注文が含まれているところ（上記1(2)）、本件各トレーダーは、かかる買い注文をそれぞれ最低1回は行っている。

(2) また、本件各一連取引において、それぞれ1人のトレーダーのみで上記1(1)ないし(4)の取引のすべてを行っているわけではなく、複数のトレーダーが関与しており、多くの場合において、買い見せ玉を発注（上記1(2)）したトレーダーとP T Sにおいて有利な価格で約定させる取引（上記1(3)）をしたトレーダーは異なっている。

(3) さらに、合計142回のうちおよそ3分の1に相当する54回の本件各一連取引については、同一取引日において、共通する2名以上のトレーダーが、買い見せ玉の発注（上記1(2)）を担当する者とP T Sにおいて有利な価格で約定

させる取引（上記1(3)）を担当する者として、その役割を交代させて取引を行っている。

(4) 上海支店と鄭州支店、いずれの支店においても、上記(1)ないし(3)のような状況が認められる。

3 本件各一連取引は、本件各トレーダーが意思を通じ合い、一体として実行されたと評価できるか

(1) 取引全体の評価

本件各一連取引には、いずれも上記1(1)ないし(4)のような取引が含まれている点で共通性が見出せるところ、本件各トレーダーが何ら意思連絡をすることなく、偶々、個々人の自由な意思に基づいて、かかる共通性のある本件各一連取引を、約1か月半という短期間の間に、合計142回も実行したとは到底考え難い。

むしろ、上記2で指摘した本件各一連取引に係る本件各トレーダーの関与の仕方や、買い見せ玉の発注（上記1(2)）からその取消し（同(4)）まで最大でも約17分しかかかかっていないことに照らせば、上海支店及び鄭州支店のそれぞれの支店において、本件各トレーダーが上記1のような取引を行うべく、あらかじめ役割分担を決めるなどしていたことが強くうかがわれるのであり、本件各トレーダーが意思を通じ合い、一体として取引を実行したことが推認されるというべきである。

したがって、本件各一連取引は、本件各トレーダーが意思を通じ合い、一体として実行されたと一応評価できる。

(2) 被審人の主張

ア 被審人は、本件各トレーダーが意思を通じ合って本件各一連取引を実行したのであれば、上記1(4)の買い注文の取消しは、同(1)で形成した対象株式の残高（ポジション）を、同(3)の過程によってすべて消化した後に行うことが合理的であり、まして、同(4)の買い注文の取消し後に、同(1)での買付価格よりも安い価格での売付けは行わないはずであるとの考えを前提として、本件各一連取引の中には、当該前提に反する以下のような取引が数多く存在することを指摘して、これは本件各トレーダーが意思を通じ合っていないことによる旨の主張をする。

(i) 上記1(2)の買い注文を行った後、一旦、対象株式の残高（ポジション）がゼロ又はゼロに近い数字になったにもかかわらず、同(4)の買い注文の取消しの直前に、再度対象株式の買付けが行われ、当該買い注文の取消しの後、当該再度買い付けられた対象株式が買付価格より安く売り付けられているパターン（以下「パターンA」という。1、6ないし12、

27、29、30、33、34、36、43、44、54、56ないし
58、82、83、96、98、99、101、105ないし108、
110、112、121、123、124、126ないし129、13
2、134ないし136、139ないし141番の各取引・合計46回)
(ii) パターンA以外で、上記1(4)の買い注文の取消しが行われた段階で、
対象株式の残高(ポジション)が残っており、当該残りの対象株式は、
当該買い注文の取消しの後、買付価格より安く売り付けられているパター
ーン(以下「パターンB」という。4、17、19、26、37ないし
40、60、63、76、104、109、116、142番の各取引・
合計15回)

イ この点、指定職員は、パターンA及びパターンBは、本件各トレーダーに
おいて、本件各一連取引が法に違反する行為と発覚することを回避しようと
するための偽装工作に過ぎないか、対当売買による買いポジションを売り抜
けるためのコストと考えていたか、又は、場の状況等に照らして自己に有利
な価格での残株の売抜けを断念したに過ぎないものであると主張するが、本
件各トレーダーにこれらのいずれかの意図があったと断定するに足りる証
拠はない。

もっとも、被審人が上記アで前提とする取引態様が合理的であるとしても、
本件各一連取引のすべてにおいて、当該前提どおりの取引がされていなければ、
本件各トレーダーが意思を通じ合っていたことが否定されるものではない。
上記1(2)ないし(4)は、東証の場間中という比較的短い限られた時間の中
で連続的に実行されているものであることからすれば、本件各トレーダー
の思わくどおりにいかない取引が含まれてしまうことも、特段、不自然であ
るとはいい難く、パターンA及びパターンBは、そのような範疇のものとして
捉えられる。

ウ よって、被審人が上記アで指摘する取引のパターンの存在をもってしても、
上記(1)の推認を覆すには足りず、結局、上記(1)の認定ないし評価は左右さ
れないというべきである。このほか上記(1)の推認を覆すに足りる事情は認
められない。

4 結論

以上より、本件各一連取引は、本件各トレーダーが意思を通じ合い、一体とし
て実行されたと評価できる。

第4 争点②について

1 法人である被審人が法第174条の2第1項所定の「違反者」といえるか

(1) 法第159条第2項は、「何人も」相場操縦行為等をしてはならない旨規定しており、この「何人」には法人も含まれる。

したがって、同規定を前提とする法第174条の2第1項において、違反行為をした者として課徴金の対象として定められている「違反者」に法人が含まれることは当然であって、自然人による違反行為が行われた場合に、当該違反行為が法人による行為と評価され、法人に課徴金が課されることも法が予定するところというべきである。

ところで、課徴金制度は、違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという目的を達成するため、法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課す行政上の措置であるから、違反行為による経済的利得が帰属する者に対して、課徴金という金銭的負担を課すことが、課徴金制度のかかる目的達成に適うと考えられる。

そして、違反行為に該当する取引等を実際に行ったのは自然人であるとしても、それが法人の業務として行われたものであると評価できる場合は、当該取引等による経済的利得が当該法人に帰属することになるから、実際に取引等を行った自然人を課徴金の対象とすることによって上記制度目的が達成されるものとはいい難く、かかる場合には、当該法人を違反行為をした「違反者」として、課徴金の対象とするのが相当というべきである。

(2) 本件についてみると、まず、本件各一連取引は、本件各トレーダーによって実行されたものであるが、本件各トレーダーは、上記第3のとおり、個々人の意思に基づいて各取引を実行していたわけではなく、役割分担を決めるなど、その意思を通じ合って、一体として本件各一連取引を実行していたと認められるから、上記(1)の観点を考慮すると、本件各トレーダーを「違反者」と捉えることが相当とはいえない。

その一方で、本件各トレーダーは、雇用契約の上ではG社に所属する（上記第2の2(1)）としても、本件で行われた各取引には、被審人提供に係る資金及び取引システムが用いられており、実質的にはEグループ内で被審人及びその子会社を通じた監督が及んでいたものである（同(2)）。また、本件各トレーダーの報酬は、被審人に帰属した上記各取引によって得られた利益を原資として、被審人よりG社に支払われた月額手数料の中から支払われたものであった（同(3)）上、上記各取引が被審人の計算によるものであることからすれば、上記各取引による損益は、各トレーダーではなく被審人に帰属していたとみるべきものであり、本件各一連取引においてもこれが前提とされているというべきである。

そうすると、本件各トレーダーは、被審人のために本件各一連取引を行って

いたというほかないから、本件各一連取引は、被審人の業務として行われたものであると評価するのが相当である。なお、被審人は、自己資金により株式売買等を行って収益を得ることを業とする会社であるところ（上記第2の1(1)）、上記のように、被審人提供に係る資金が用いられ、その収益が被審人に帰属していた本件各一連取引を被審人の業務と評価することは、被審人の事業内容との関係でも整合的である。また、本件で行われた各取引の仲介者において、証券口座を通じた注文の原始委託者が被審人であると記録されていたとの事情（上記第2の4）も、上記各取引が各トレーダーやG社ではなく被審人の取引によるものと捉えられていたことを示すものであり、本件各一連取引を被審人の業務として行われたものと評価することと整合的といえる。

2 被審人の主張

(1) 「違反者」の要件に係る主張

被審人は、法人である被審人が「違反者」となり、課徴金納付命令の対象となるためには、(i) 本件各トレーダーが、被審人の業務として各取引を行っていたものであり、(ii) 被審人が本件各トレーダーによる各取引を実質的に支配しているものであって、本件各トレーダーは被審人の手足に過ぎない存在であると認められ、かつ、(iii) 本件各トレーダーが違反行為として各取引を行ったことについて被審人に過失が認められなければならない、という見解を前提に、本件においては、(i) ないし (iii) の要件をいずれも充足しないから、被審人は「違反者」ではない旨主張する。

ア 上記(i)に係る主張について

被審人は、本件で行われた各取引が法人の業務として行われたこと自体は積極的には争わないものの、G社が本件各トレーダーを雇用した上、管理監督等を行っていたことなどを根拠に、法人の業務として捉えるのであれば、被審人ではなく、G社の業務である旨主張する。

しかしながら、本件においては、本件各一連取引のような株式売買が法人の業務として行われたか否かが問題となるところ、被審人が主張する事情は、G社が、本件各トレーダーを雇用し、直接の管理監督等をする業務を担っていたということを指摘するにとどまり、本件各一連取引のような株式売買を業務としていたことを裏付けるものではない。この点、被審人代表者も、審問において、被審人を、国際株式市場で取引を行うために自己資金をプールして運用する会社であると説明する一方、G社は、様々な規制等の関係で被審人とは独立させてトレーダーを雇用するために設立された会社である旨を供述しており、G社が株式取引を業務としていないことを自認している。

よって、被審人の上記(i)に係る主張は採用できない。

イ 上記（ii）に係る主張について

被審人は、法及びその改正法の立案担当者の著書等の記載を根拠として、上記（ii）が必要だとした上で、本件においては、被審人が本件各トレーダーを実質的に支配したり、本件各トレーダーが被審人の手足に過ぎない存在であったりする事情は認められないなどと主張する。

しかしながら、そもそも法において、法人を「違反者」とする要件として上記（ii）が必要であると解されるような規定自体が設けられていない上、被審人が引用する著書等の中でも、法人を「違反者」とするために上記（ii）を必須とするような記載は見当たらない。

結局、被審人の上記（ii）に係る主張は、いずれも採用できない。

ウ 上記（iii）に係る主張について

被審人は、刑事事件における法人の両罰規定に関し、行為者の選任・監督その他の違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定すると判断した判例や、民法第715条第1項の使用責任の規定等を根拠に、課徴金納付命令についても、法人を「違反者」とする場合、違反行為を実行した従業員に対する選任・監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失が必要であるとした上で、本件においては、被審人にかかる過失は存在しなかったなどと主張している。

しかしながら、課徴金制度は、刑事事件のように違反者に対する責任非難を目的とするものではなく、また、私人間の関係を規律する民法上の使用者責任に基づく賠償とも異なるものであり、違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するところに目的等が存するのであるから、責任非難のための刑事事件の法理や使用者責任の規定の趣旨が当然に及ぶものではない。結局、被審人が主張するような要件が必要であることを裏付けるような規定が法には存在せず、明文規定を超えてこれを必要とすべき根拠も見当たらないといふべきである。

よって、被審人の上記（iii）に係る主張は、いずれも採用できない。

(2) その他の主張

被審人は、証券取引等監視委員会によって過去に法人が「違反者」とされた勧告事例等と比較して、本件において被審人を「違反者」とすることは、従前の課徴金実務に合致しないなどと主張しているが、当該主張がいかなる意味を持つのかも明らかではない上、いずれも本件と事案が異なるものであるため、本件において被審人を「違反者」としても、当該実務に反するなどと断定することもできない。

その他、被審人は、種々の主張をしているが、いずれも上記1の認定ないし

評価を左右するものではない。

3 結論

以上からすれば、本件においては、法人である被審人が法第174条の2第1項所定の「違反者」といえる。

第5 争点③について

1 別表1 網掛け部分記載の各取引（ここまでの争点に対する判断を前提として、以下「本件対象行為」という。）について、誘引目的があったか

(1) 誘引目的の意義

法第159条第2項が定める誘引目的とは、人為的な操作を加えて相場を変動させるにもかかわらず、投資者にその相場が自然の需給関係により形成されるものと誤認させて有価証券の売買取引に誘い込む目的を指すと解される。

なお、上記のとおり、本件各一連取引は、東証とPTSの2つの市場にまたがってされたものであるが、法の規定上、2つの市場にまたがって取引されたことが誘引目的の認定を妨げる事情とはならない。

(2) 本件各一連取引に含まれる本件対象行為の評価

ア 本件各トレーダーは、東証の場間において、平均してそれ以外の買い注文の30倍以上にも及び、かつその大半が8本値の売り注文の合計株数を上回っており、平均すると8本値で発注されていた売り注文の合計株数の約1.63倍にも及ぶ大量の買い注文を行っているところ（上記第3の1(2)イ）、かかる買い注文をすること自体、合理的な投資判断とはいいい難い。しかも、本件各トレーダーは、かかる買い注文を行った後、東証での注文が約定し得ない場間のうちに、発注から短時間で取り消していること（同(4)）も併せ考えれば、これらの買い注文は、いずれも約定する意思のないものであって、いわゆる買い見せ玉であるというべきである。

イ また、これらの買い見せ玉は、いずれもその直前の寄前気配値段よりも高指値で発注されたものであることからすれば、かかる大量の買い注文は、東証の寄前気配値段を上昇させることで、他の投資者をして、当該銘柄の買い需要が高まっており、売買が繁盛であると誤解させる意図をもってされたことが強くうかがわれる。このことは、実際に、買い見せ玉発注後、寄前気配値段が、平均で約34.9円引き上げられたことから裏付けられている（同(2)ウ）。

ウ その上で、本件各トレーダーは、東証の寄前気配値段を引き上げた直後、PTSにおいて、引き上げられた東証の寄前気配値段よりわずかに下値で売り注文を出し、対当売買を行ったり、他の投資者の買い注文と対当させて約

定させたりしているところ(同(3))、まず下値での売り注文について見るに、上記第2の3で述べた東証とPTSにおける取引の実情に照らせば、他の投資者は、上記イのとおり、当該銘柄の買い需要が高まって、売買が繁盛であると誤解した後、PTSにおいて、東証の寄前気配値段よりわずかに下値で売り注文の発注等がされたことにより、PTSにおける相場の方が割安と考え、PTSで当該銘柄を買うことに誘い込まれる状況に置かれると考えられるから、かかる取引態様からは、他の投資者を誘い込む意図があったことが推認される。その余の取引を見ても、いわゆる対当売買は、それ自体経済的合理性に乏しい取引である上、他の投資者の買い注文と対当させて約定させている分も、東証の前場において買い仕込みをした(上記第3の1(1))当該銘柄の株式をさほど間を置かずに売却していることと併せると、投資者を誘い込む意図をもってされたことが推認される。

エ 以上からすれば、本件各一連取引のうち上記第3の1(2)ないし(4)の間に行われた一連の取引である本件対象行為は、東証の場間で買い見せ玉を発注し、その後、PTSで対当売買を行うなどすることで、他の投資者に対し、東証やPTSでの当該銘柄の株式の売買が繁盛であると誤解させた上、PTSにおける価格の方が割安だと誤認させ、PTSにおける取引に誘い込む目的でされたものであることが推認されるというべきところ、かかる推認を覆すに足りる事情は認められない。この点、本件における東証の場間での大量の買い注文(買い見せ玉)の中には、8本値の売り注文の合計株数を上回っていないもの(例えば133番の取引)なども含まれているが、約1か月半という短期間の間に、上記第3の1に記載した共通する取引態様が含まれる一連の取引が142回も繰り返されていることからすれば、これらはいずれも同一の目的をもってされたものと認定するのが自然であって、上記のような取引が存在するがゆえに、本件対象行為について誘引目的の推認が妨げられることはないというべきである。

したがって、本件対象行為につき誘引目的があったものと認められる。

そして、上記第4の1(2)のとおり、本件各トレーダーが行った本件各一連取引は、被審人の業務としてされたものであると認められるから、本件対象行為は、被審人が誘引目的をもって実行したものであると認めるのが相当である。

2 被審人の主張

(1) まず、被審人は、本件で行われた各取引について、本件各トレーダーが意思を通じ合い、一体として実行されたということを争い、これにより誘引目的が認められない旨主張するが、本件各トレーダーの取引の一体性に係る主張が採

用できないのは、上記第3の3(2)のとおりである。

- (2) 次に、被審人は、法人である被審人に誘引目的が認められるのは、(i) 被審人自体が相場操縦行為を業務方針とし、これをトレーダー業務契約に基づきG社を通じて、ないし本件各トレーダーに対し直接指示や伝達をしている場合、(ii) G社が相場操縦行為を業務方針とし、これを本件各トレーダーに指示や伝達しており、被審人がこれを知りつつ容認している場合、あるいは(iii) 本件各トレーダー各自が誘引目的を有しており、かつ、そのことが何らかの理由によって法人である被審人が誘引目的を有していると評価される場合である、などと主張する。

しかしながら、上記第4の1(2)のとおり、本件各一連取引が被審人の業務として行われていると認められ、かつ上記1(2)のように本件対象行為の客観的態様等から誘引目的の存在が認定できるのであれば、被審人に誘引目的があったことは十分認定できるのであって、誘引目的の認定のために必ずしも上記(i)又は(ii)のように被審人あるいはG社が相場操縦行為を業務方針として、かかる方針が本件各トレーダーに指示伝達された事実が認定できることまで要しないというべきである。また、法人としての被審人に誘引目的が認められるために、上記(iii)のように、本件各トレーダー各自に誘引目的が認められることも要しない。被審人の上記主張は、誘引目的認定に十分となる事情を挙げたものにすぎず、当該各事情を充足することでのみ誘引目的が認められるというのであれば、採用できない。

3 結論

以上からすれば、本件対象行為について、被審人に誘引目的があったものと認められる。

第6 争点④について

1 本件対象行為が繁盛取引及び変動取引に該当するか

(1) 繁盛取引及び変動取引の意義等

ア 「相場を変動させるべき」取引とは、相場を変動させる可能性のある売買取引等を指し、「相場」とは、当該銘柄に対する需給の動向が客観的に反映され一般の投資者が、それに基づいて投資判断を行っているような価格、出来高等を指すものと解される。なお、気配値段も投資者の投資判断に有用なものとして利用されるものであるから(甲16)、寄前気配値段を変動させる可能性がある取引であっても、「相場」を変動させるべき取引に該当するものと解される。

イ また、「一連の有価証券の売買等」とは、社会通念上連続性の認められる

継続した複数の売買取引のことをいい、取引所金融商品市場におけるものに限られないところ、上記アの「相場を変動させるべき」との文言は、「一連の有価証券の売買等」にかかるから、一連の有価証券の売買等が全体として相場を変動させるべきものであれば足り、個々の売買取引等がそれぞれ相場を変動させるべきものであることまでは要しないと解される。

ウ なお、「繁盛取引」とは、出来高が多く売買取引が活発に行われていると誤解させるような一連の売買取引を意味するところ、通常、変動取引が行われれば、売買取引が繁盛であると誤解させる結果は当然生じると考えられるから、「変動取引」該当性に加え、別途、「繁盛取引」該当性を検討する必要はないものと解される。

(2) 本件における検討

ア 本件対象行為のいずれにおいても、東証の場間で買い見せ玉を発注し、PTSにおいて対当売買等を行った後、当該買い見せ玉を取り消すまで、最大でも約17分程度の間連続的に発注が行われている（上記第3の1）。しかも、これらの取引は、本件各トレーダーが役割分担しながら行われていること（上記第3の2）からすれば、各取引を連続的に行うことによって、他の投資者に対し、東証やPTSでの当該銘柄の株式の売買が繁盛であると誤解させた上、PTSにおける価格の方が割安だと誤認させ、PTSにおける取引に誘い込む意図をもってされたものであることが認められる。

そうだとすれば、本件対象行為は、いずれも社会通念上連続性の認められる継続した取引であるといえ、「一連の有価証券の売買等」とであると認められる。

イ その上で、上記第5の1(2)イのとおり、場の状況に照らして大量の買い見せ玉を発注することによって、当該銘柄の価格や出来高を上昇させる可能性があることは明らかであるところ、このことは、実際に各対象銘柄の寄前気配値段が上昇していることから裏付けられている。

そして、東証の場間において大量の買い見せ玉を発注し、東証の寄前気配値段を上昇させた後、PTSにおいて、対当売買を行いつつ、他の投資者の買い注文と対当させて約定させることは、本件各トレーダーによるこれらの取引がない場合に比して、東証等において、他の投資者が高値での注文を発注させることにもつながり得るから、東証の相場を高値に変動させる可能性があることは否定できない。

ウ 以上からすれば、本件対象行為は、一連の有価証券の売買等を全体としてみれば、いずれも「相場を変動させるべき」取引、すなわち変動取引に該当すると評価できる。そして、変動取引に該当する以上、繁盛取引該当性も認

められる。

2 被審人の主張

- (1) 被審人は、本件対象行為を、「一連の有価証券の売買等」とするためには、その実行にあたり、被審人の経営陣からの指示が存在するか、少なくとも本件各トレーダー間で意思連絡の存在が必要であるが、本件ではいずれも認められず、「一連の有価証券の売買等」と評価する前提を欠くという趣旨の主張をする。

しかしながら、被審人代表者らの当該指示の有無は別として、上記第3のとおり、本件対象行為は、本件各トレーダーが意思を通じ合い、一体として実行されたものであると認められるから、結局は、被審人の主張によっても「一連の有価証券の売買等」と評価する前提を欠くということにはならない。

- (2) また、被審人は、(i) P T Sでの取引は、P T Sにおける株価を多少とも動かすものの、東証の寄前気配値段に特段の影響を与えていない上、(ii) そもそも東証とP T Sという異なる種類の市場での取引であることなどから、東証での大量発注と取消しとは客観的にも共通項を見出せないなどと指摘して、一体的観察の前提を欠き、変動取引及び繁盛取引に該当しないという趣旨の主張をしている。

しかしながら、上記1(1)イで指摘したとおり、(i) 変動取引に該当するというためには、個々の売買取引等がそれぞれ相場を変動させるべきものであることまでは要しないと解されるから、P T Sでの取引のみを取り出して相場への影響を検討することは妥当でなく、また、(ii) 変動取引該当性の前提となる取引の範囲は、取引所金融商品市場に限られるものでもないから、上記各指摘は、上記1(2)の判断に影響を与えない。

その他、被審人は、種々の事情を指摘するが、いずれも、上記1(2)の判断を左右するものではない。

3 結論

以上からすれば、本件対象行為は、繁盛取引及び変動取引に該当すると認められる。

(別紙2)

(法令の適用)

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第185条の7第15項、第176条第1項、第2項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

(課徴金の計算の基礎)

- (1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、
- ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額、
 - イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合は、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額
- 及び
- ウ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合は、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額の合計額として算定。
- (2) また、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反者が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合には、上記(1)に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。
- (3) さらに、法第185条の7第15項の規定により、違反者が、違反行為を開始した日から遡り5年以内に、法第185条の7第1項の決定を受けたことがあるときは、上記(1)及び(2)により算定した額に代えて、当該額の1.5倍に相当する額を課徴金の額とする。

本件では、被審人は、別紙1のとおり、平成26年4月9日に違反行為を開始したところ、金融庁長官は、同年3月24日に同者に対して法第185条の7第1項の決定をし、同者は同月25日に当該決定に係る決定書の謄本の送達を受けた。

よって、別紙1に掲げる事実につき、別表2に記載のとおりであるから、課徴金の額は、上記(1)ないし(3)により算定される2106万円となる。

(※ 別表1の添付は省略する。)

(単位:円,株)

No.	銘柄コード	銘柄名	違反行為期間	開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イ-ロ=ハ	1万円未満の額に係る処理(ニ)	課徴金額ニ×1.5
							売付価額…イ				買付価額…ロ						
							数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考			
							900	615	553,500								
							100	615	61,500								
							900	615	553,500								
							2,700		1,660,500	2,700		1,409,400		251,100			
							(小計)					265,400		260,000		390,000	
47	4344	ソースネクスト株	H26.05.16 12:16:11 ~ 12:18:08	577	-	522	100	606	60,600	1,000	577	577,000	A				
							900	606	545,400	100	606	60,600					
							300	607	182,100	100	606	60,600					
										100	606	60,600					
							1,300		788,100	1,300		758,800		29,300			
							700	607	424,900	3,700	522	1,931,400	C				
							100	606	60,600								
							900	606	545,400								
							1000	606	606,000								
							100	606	60,600								
							900	606	545,400								
							3,700		2,242,900	3,700		1,931,400		311,500			
							(小計)					340,800		340,000		510,000	
48	4344	ソースネクスト株	H26.05.19 12:15:04 ~ 12:17:50	560	-	522	100	577	57,700	1,000	560	560,000	A				
							100	575	57,500	100	577	57,700					
							800	575	460,000	100	575	57,500					
							400	573	229,200	100	570	57,000					
										100	573	57,300					
							1,400		804,400	1,400		789,500		14,900			
							600	573	343,800	2,500	522	1,305,000	C				
							900	573	515,700								
							100	573	57,300								
							900	573	515,700								
							2,500		1,432,500	2,500		1,305,000		127,500			
							(小計)					142,400		140,000		210,000	
49	4344	ソースネクスト株	H26.05.20 12:14:57 ~ 12:17:38	-	-	522	100	579	57,900	100	579	57,900					
							100	579	57,900	100	571	57,100					
							200		115,800	200		115,000		800			
							800	579	463,200	2,700	522	1,409,400	C				
							1,000	571	571,000								
							100	571	57,100								
							800	571	456,800								
							2,700		1,548,100	2,700		1,409,400		138,700			
							(小計)					139,500		130,000		195,000	
50	4344	ソースネクスト株	H26.05.22 12:08:36 ~ 12:11:44	588	-	562	100	594	59,400	1,000	588	588,000	A				
							900	594	534,600	100	594	59,400					
							100	596	59,600	100	596	59,600					
							100	595	59,500	100	594	59,400					
							100	594	59,400								
							1,300		772,500	1,300		766,400		6,100			
							900	594	534,600	900	562	505,800	C	28,800			
							(小計)					34,900		30,000		45,000	
51	4514	あすか製薬株	H26.04.09 12:06:02 ~ 12:11:42	906	-	-	100	967	96,700	500	906	453,000	A				
							400	967	386,800								
							500		483,500	500		453,000		30,500	30,000	45,000	
52	4514	あすか製薬株	H26.04.17 12:17:49 ~ 12:23:27	899	-	-	100	938	93,800	3,900	899	3,506,100	A				
							900	938	844,200								
							900	938	844,200								
							100	938	93,800								
							200	940	188,000								
							100	940	94,000								
							700	940	658,000								
							700	946	662,200								
							100	946	94,600								
							100	946	94,600								
							3900		3,667,400	3,900		3,506,100		161,300	160,000	240,000	
53	4514	あすか製薬株	H26.04.21 12:15:14 ~ 12:23:55	907	982	-	100	928	92,800	4,000	907	3,628,000	A				
							900	928	835,200								
							100	926	92,600								
							900	926	833,400								
							100	926	92,600								
							900	926	833,400								
							100	927	92,700								
							900	927	834,300								

(別表2)

課 徴 金 の 額 の 算 定

(単位:円,株)

No.	銘柄 コード	銘柄名	違反行為期間			開始 価格	最高 価格	最低 価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イ-ロ= ハ	1万円未満 の額に係 る処理 (二)	課徴金額 二×1.5	
									売付価額…イ				買付価額…ロ							
									数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考				
1	1606	日本海洋掘削株	H26.05.21	12:14:30	~	12:18:53	3,640	5,970	-	100	3,690	369,000		300	3,640	1,092,000	A	225,000		
										200	3,690	738,000								
										300		1,107,000		300		1,092,000				
										100	5,970	597,000	B	100	3,720	372,000				
										(小計)										
2	1870	矢作建設工業株	H26.05.01	12:05:07	~	12:07:08	1,001	1,043	-	100	1,021	102,100		500	1,001	500,500	A	10,000		
										400	1,021	408,400								
										500		510,500		500		500,500				
										100	1,043	104,300	B	100	1,021	102,100				
										(小計)										
3	1870	矢作建設工業株	H26.05.14	12:06:04	~	12:09:51	888	895	-	100	915	91,500		800	888	710,400	A	20,200		
										100	915	91,500								
										100	914	91,400								
										100	914	91,400								
										100	915	91,500								
										100	915	91,500								
										100	910	91,000								
										100	908	90,800								
										800		730,600		800		710,400				
										1,600	895	1,432,000	B	1,100	888	976,800	A			
														100	915	91,500				
														100	914	91,400				
														100	915	91,500				
														100	910	91,000				
														100	908	90,800				
1,600		1,432,000		1,600		1,433,000														
(小計)								20,200												
4	1870	矢作建設工業株	H26.05.20	12:10:06	~	12:12:34	841	866	-	400	854	341,600		1,400	841	1,177,400	A	17,300		
										100	854	85,400								
										100	853	85,300								
										400	853	341,200								
										100	853	85,300								
										300	853	255,900								
										1,400		1,194,700		1,400		1,177,400				
										500	866	433,000	B	100	841	84,100	A			
														100	851	85,100				
														100	854	85,400				
														100	853	85,300				
														100	853	85,300				
500		433,000		500		425,200														
(小計)								25,100												
5	2174	GCAサウイアン株	H26.04.11	12:16:44	~	12:22:41	791	-	-	100	848	84,800		500	791	395,500	A	28,500	20,000	30,000
										400	848	339,200								
										500		424,000		500		395,500				
6	2174	GCAサウイアン株	H26.04.17	12:06:33	~	12:12:49	830	847	-	100	844	84,400		4,700	830	3,901,000	A	69,500		
										900	844	759,600								
										400	844	337,600								
										100	844	84,400								
										500	844	422,000								
										500	846	423,000								
										100	846	84,600								
										400	846	338,400								
										200	845	169,000								
										100	845	84,500								
										600	845	507,000								
										700	845	591,500								
										100	845	84,500								
										4,700		3,970,500		4,700		3,901,000				
										100	847	84,700	B	100	845	84,500				
(小計)								69,700												
7	2174	GCAサウイアン株	H26.04.18	12:11:41	~	12:21:37	824	847	-	100	846	84,600		4,000	824	3,296,000	A			
										900	846	761,400								
										100	846	84,600								
										800	846	676,800								
										100	843	84,300								
										700	843	590,100								

(単位:円,株)

No.	銘柄コード	銘柄名	違反行為期間		開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イロー=ハ	1万円未満の額に係る処理(二)	課徴金額ニ×1.5
								売付価額・・・イ				買付価額・・・ロ						
								数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考			
								100	842	84,200								
								600	842	505,200								
								100	842	84,200								
								200	842	168,400								
								100	842	84,200								
								200	842	168,400								
								4,000		3,376,400		4,000		3,296,000		80,400		
								100	847	84,700	B	100	842	84,200		500		
								(小計)								80,900	80,000	120,000
8	2174	GCAサウイアン株	H26.04.24	12:18:21 ~ 12:25:47	827	829	-	100	838	83,800		4,000	827	3,308,000	A			
								900	838	754,200								
								100	842	84,200								
								800	842	673,600								
								100	839	83,900								
								700	839	587,300								
								100	841	84,100								
								700	841	588,700								
								100	841	84,100								
								200	841	168,200								
								100	841	84,100								
								100	841	84,100								
								4,000		3,360,300		4,000		3,308,000		52,300		
								100	829	82,900	B	100	838	83,800		0		
								(小計)								52,300	50,000	75,000
9	2174	GCAサウイアン株	H26.04.25	12:17:17 ~ 12:26:19	811	825	-	100	828	82,800		4,000	811	3,244,000	A			
								500	828	414,000								
								100	828	82,800								
								300	828	248,400								
								100	826	82,600								
								400	826	330,400								
								100	826	82,600								
								400	826	330,400								
								100	827	82,700								
								400	827	330,800								
								100	827	82,700								
								300	827	248,100								
								100	827	82,700								
								300	827	248,100								
								100	827	82,700								
								300	827	248,100								
								100	822	82,200								
								200	822	164,400								
								4,000		3,306,500		4,000		3,244,000		62,500		
								300	825	247,500	B	100	818	81,800				
												100	818	81,800				
												100	818	81,800				
								300		247,500		300		245,400		2,100		
								(小計)								64,600	60,000	90,000
10	2174	GCAサウイアン株	H26.04.30	12:13:02 ~ 12:19:13	789	887	-	100	812	81,200		4,000	789	3,156,000	A			
								800	812	649,600								
								100	812	81,200								
								700	812	568,400								
								100	814	81,400								
								600	814	488,400								
								100	814	81,400								
								600	814	488,400								
								300	814	244,200								
								100	814	81,400								
								200	814	162,800								
								200	814	162,800								
								100	814	81,400								
								4,000		3,252,600		4,000		3,156,000		96,600		
								100	887	88,700	B	100	814	81,400		7,300		
								(小計)								103,900	100,000	150,000
11	2174	GCAサウイアン株	H26.05.12	12:07:21 ~ 12:15:11	771	920	-	100	792	79,200		4,000	771	3,084,000	A			
								900	792	712,800								
								100	792	79,200								
								900	792	712,800								
								100	792	79,200								

(単位:円,株)

No.	銘柄 コード	銘柄名	違反行為期間		開始 価格	最高 価格	最低 価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イ-ロ= ハ	1万円未満 の額に係 る処理 (ニ)	課徴金額 ニ×1.5	
								売付価額…イ				買付価額…ロ							
								数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考				
								900	792	712,800									
								100	792	79,200									
								900	792	712,800									
								4,000		3,168,000		4,000		3,084,000		84,000			
								100	920	92,000	B	100	794	79,400		12,600			
								(小計)						96,600		90,000		135,000	
12	2174	GCAサウイアン株	H26.05.13	12:05:34 ~ 12:13:10	786	920	-	100	796	79,600		4,000	786	3,144,000	A				
								900	796	716,400									
								100	797	79,700									
								900	797	717,300									
								100	796	79,600									
								900	796	716,400									
								100	796	79,600									
								900	796	716,400									
								4,000		3,185,000		4,000		3,144,000		41,000			
								100	920	92,000	B	100	796	79,600		12,400			
								(小計)						53,400		50,000		75,000	
13	2191	テラ株	H26.05.01	12:17:18 ~ 12:19:34	-	-	978	100	1,127	112,700		100	1,127	112,700					
								100	1,127	112,700		100	1,127	112,700					
								200		225,400		200		225,400		0			
								800	1,127	901,600		900	978	880,200	C				
								100	1,127	112,700									
								900		1,014,300		900		880,200		134,100			
								(小計)						134,100		130,000		195,000	
14	2191	テラ株	H26.05.02	12:19:53 ~ 12:21:35	-	-	978	100	1,205	120,500		100	1,205	120,500					
								200	1,205	241,000		100	1,204	120,400					
												100	1,203	120,300					
								300		361,500		300		361,200		300			
								600	1,205	723,000		2,100	978	2,053,800	C				
								100	1,204	120,400									
								700	1,204	842,800									
								100	1,203	120,300									
								600	1,203	721,800									
								2,100		2,528,300		2,100		2,053,800		474,500			
								(小計)						474,800		470,000		705,000	
15	2191	テラ株	H26.05.12	12:05:13 ~ 12:14:24	1,005	-	978	100	1,048	104,800		400	1,005	402,000	A				
								100	1,044	104,400		100	1,048	104,800					
								600	1,044	626,400		100	1,044	104,400					
												100	1,039	103,900					
												100	1,039	103,900					
								800		835,600		800		819,000		16,600			
								300	1,044	313,200		1,900	978	1,858,200	C				
								100	1,039	103,900									
								500	1,039	519,500									
								100	1,039	103,900									
								900	1,039	935,100									
								1,900		1,975,600		1,900		1,858,200		117,400			
								(小計)						134,000		130,000		195,000	
16	2191	テラ株	H26.05.14	12:12:15 ~ 12:17:44	1,107	-	978	100	1,127	112,700		400	1,107	442,800	A				
								100	1,117	111,700		100	1,127	112,700					
								500	1,117	558,500		100	1,125	112,500					
								300	1,125	337,500		100	1,117	111,700					
												100	1,117	111,700					
												100	1,117	111,700					
												100	1,122	112,200					
												100	1,120	112,000					
								1,000		1,120,400		1,000		1,115,600		4,800			
								500	1,125	562,500		2,100	978	2,053,800	C				
								100	1,117	111,700									
								100	1,122	112,200									
								700	1,122	785,400									
								100	1,120	112,000									
								600	1,120	672,000									
								2,100		2,355,800		2,100		2,053,800		302,000			
								(小計)						306,800		300,000		450,000	
17	2191	テラ株	H26.05.15	12:08:44 ~ 12:13:24	1,083	1,517	-	100	1,110	111,000		1,000	1,083	1,083,000	A				
								100	1,106	110,600									
								100	1,100	110,000									
								700	1,100	770,000									
								1,000		1,101,600		1,000		1,083,000		18,600			

(単位:円,株)

No.	銘柄コード	銘柄名	違反行為期間	開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イ-ロ=ハ	1万円未満の額に係る処理(ニ)	課徴金額ニ×1.5
							売付価額...イ				買付価額...ロ						
							数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考			
							400	1,517	606,800	B	100	1,111	111,100				
											100	1,110	111,000				
											100	1,106	110,600				
											100	1,100	110,000				
							400		606,800		400		442,700		164,100		
							(小計)							182,700	180,000	270,000	
18	2491	パリュコマス株	H26.05.20 12:18:43 ~ 12:20:42	794	1,080	-	100	814	81,400		500	794	397,000	A			
							400	814	325,600								
							500		407,000		500		397,000		10,000		
							100	1080	108,000	B	100	814	81,400		26,600		
							(小計)							36,600	30,000	45,000	
19	2491	パリュコマス株	H26.05.22 12:05:11 ~ 12:07:13	837	1,080	-	100	844	84,400		3,000	837	2,511,000	A			
							1000	843	843,000								
							100	842	84,200								
							700	842	589,400								
							100	845	84,500								
							100	844	84,400								
							900	844	759,600								
							3,000		2,529,500		3,000		2,511,000		18,500		
							300	1,080	324,000	B	100	844	84,400				
											100	842	84,200				
											100	844	84,400				
							300		324,000		300		253,000		71,000		
							(小計)							89,500	80,000	120,000	
20	2664	株カワチ薬品	H26.05.13 12:25:45 ~ 12:29:03	1,917	1,920	-	100	1,939	193,900		500	1,917	958,500	A			
							100	1,936	193,600								
							100	1,928	192,800								
							200	1,928	385,600								
							500		965,900		500		958,500		7,400		
							100	1,920	192,000	B	100	1,917	191,700	A	300		
							(小計)							7,700	0	0	
21	2929	株ファーマース	H26.04.11 12:07:04 ~ 12:14:13	283	-	-	100	298	29,800		1,000	283	283,000	A			
							100	293	29,300								
							800	293	234,400								
							1,000		293,500		1,000		283,000		10,500	10,000	
							100	297	29,700		100	297	29,700				
							100	297	29,700		100	297	29,700				
							200		59,400		200		59,400		0		
							800	297	237,600		1,800	231	415,800	C			
							100	297	29,700								
							900	297	267,300								
							1,800		534,600		1,800		415,800		118,800		
							(小計)							118,800	110,000	165,000	
23	2929	株ファーマース	H26.04.30 12:14:50 ~ 12:21:33	282	332	-	100	291	29,100		1,000	282	282,000	A			
							900	291	261,900								
							1,000		291,000		1,000		282,000		9,000		
							400	332	132,800	B	100	297	29,700				
											100	295	29,500				
											100	291	29,100				
											100	291	29,100				
							400		132,800		400		117,400		15,400		
							(小計)							24,400	20,000	30,000	
24	2929	株ファーマース	H26.05.21 12:13:01 ~ 12:18:05	238	348	-	100	246	24,600		2,000	238	476,000	A			
							100	243	24,300								
							100	240	24,000								
							900	240	216,000								
							100	242	24,200								
							700	242	169,400								
							2,000		482,500		2,000		476,000		6,500		
							400	348	139,200	B	100	246	24,600				
											100	243	24,300				
											100	240	24,000				
											100	242	24,200				
							400		139,200		400		97,100		42,100		
							(小計)							48,600	40,000	60,000	
25	2929	株ファーマース	H26.05.22 12:14:50 ~ 12:17:29	253	348	-	100	259	25,900		3,000	253	759,000	A			
							100	257	25,700								
							900	257	231,300								
							1,000	258	258,000								

(単位:円,株)

No.	銘柄コード	銘柄名	違反行為期間		開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イロ＝ハ	1万円未満の額に係る処理(ニ)	課徴金額ニ×1.5
								売付価額・・・イ				買付価額・・・ロ						
								数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考			
								100	258	25,800								
								100	257	25,700								
								700	257	179,900								
								3,000		772,300		3,000		759,000		13,300		
								400	348	139,200	B	100	259	25,900				
												100	257	25,700				
												100	258	25,800				
												100	257	25,700				
								400		139,200		400		103,100		36,100		
															(小計)	49,400	40,000	60,000
26	3031	株テケン	H26.05.01	12:13:47 ~ 12:15:43	447	525	-	100	464	46,400		600	447	268,200	A			
								500	464	232,000								
								600		278,400		600		268,200		10,200		
								100	525	52,500	B	100	464	46,400		6,100		
															(小計)	16,300	10,000	15,000
27	3031	株テケン	H26.05.23	12:11:19 ~ 12:22:22	440	596	-	100	446	44,600		1,100	440	484,000	A			
								100	442	44,200								
								900	442	397,800								
								1,100		486,600		1,100		484,000		2,600		
								300	596	178,800	B	100	442	44,200				
												100	441	44,100				
												100	441	44,100				
								300		178,800		300		132,400		46,400		
															(小計)	49,000	40,000	60,000
28	3284	株フジヤースホールディングス	H26.05.01	12:07:44 ~ 12:14:43	572	-	468	100	579	57,900		600	572	343,200	A			
								500	579	289,500		100	581	58,100				
								100	581	58,100								
								700		405,500		700		401,300		4,200		
								900	581	522,900		900	468	421,200	C	101,700		
															(小計)	105,900	100,000	150,000
29	3284	株フジヤースホールディングス	H26.05.07	12:16:18 ~ 12:24:28	573	606	-	100	589	58,900		4,000	573	2,292,000	A			
								100	582	58,200								
								900	582	523,800								
								100	582	58,200								
								900	582	523,800								
								100	582	58,200								
								900	582	523,800								
								100	582	58,200								
								400	582	232,800								
								400	582	232,800								
								4,000		2,328,700		4,000		2,292,000		36,700		
								100	606	60,600	B	100	583	58,300		2,300		
															(小計)	39,000	30,000	45,000
30	3284	株フジヤースホールディングス	H26.05.09	12:17:08 ~ 12:24:20	568	606	-	100	588	58,800		4,000	568	2,272,000	A			
								900	588	529,200								
								100	588	58,800								
								900	588	529,200								
								100	592	59,200								
								800	592	473,600								
								100	592	59,200								
								700	592	414,400								
								100	592	59,200								
								200	592	118,400								
								4,000		2,360,000		4,000		2,272,000		88,000		
								100	606	60,600	B	100	592	59,200		1,400		
															(小計)	89,400	80,000	120,000
31	3639	株ホルテージ	H26.05.22	12:23:23 ~ 12:26:42	-	-	1157	100	1,189	118,900		100	1,165	116,500				
								100	1,186	118,600		100	1,189	118,900				
								100	1,181	118,100		100	1,186	118,600				
								300	1,181	354,300		100	1,181	118,100				
												100	1,178	117,800				
												100	1,178	117,800				
								600		709,900		600		707,700		2,200		
								600	1,181	708,600		1,700	1,157	1,966,900	C			
								100	1,178	117,800								
								100	1,178	117,800								
								900	1,178	1,060,200								
								1,700		2,004,400		1,700		1,966,900		37,500		
															(小計)	39,700	30,000	45,000

(単位:円,株)

No.	銘柄コード	銘柄名	違反行為期間		開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イロー=ハ	1万円未満の額に係る処理(ニ)	課徴金額ニ×1.5									
								売付価額...イ				買付価額...ロ															
								数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考												
32	3639	株ホルテージ	H26.05.23	12:16:51 ~ 12:21:39	1,205	1,488	-	100	1,234	123,400		1,900	1,205	2,289,500	A	55,700											
								400	1,234	493,600																	
								600	1,235	741,000																	
								100	1,234	123,400																	
								100	1,234	123,400																	
								600	1,234	740,400																	
								1,900		2,345,200		1,900		2,289,500													
								700	1,488	1,041,600	B	100	1,205	120,500	A												
												100	1,221	122,100													
												100	1,220	122,000													
												100	1,220	122,000													
												100	1,234	123,400													
												100	1,234	123,400													
												100	1,234	123,400													
								700		1,041,600		700		856,800		184,800											
								(小計)				240,500			240,000		360,000										
33	3662	株エイチーム	H26.04.28	12:06:19 ~ 12:12:08	4,690	5,450	-	100	4,780	478,000		500	4,690	2,345,000	A	45,000											
								300	4,780	1,434,000																	
								100	4,780	478,000																	
								500		2,390,000		500		2,345,000													
								100	5,450	545,000	B	100	4,780	478,000													
																			(小計)				112,000		110,000		165,000
34	3662	株エイチーム	H26.04.30	12:16:50 ~ 12:23:18	4,495	5,880	-	100	4,598	459,800		800	4,495	3,596,000	A	82,400											
								400	4,598	1,839,200																	
								100	4,598	459,800																	
								200	4,598	919,600																	
								800		3,678,400		800		3,596,000													
								100	5,880	588,000	B	100	4,548	454,800													
								(小計)				215,600		210,000		315,000											
35	3662	株エイチーム	H26.05.07	12:27:29 ~ 12:29:16	4,490	7,560	-	100	4,570	457,000		800	4,490	3,592,000	A	64,000											
								300	4,570	1,371,000																	
								100	4,570	457,000																	
								300	4,570	1,371,000																	
								800		3,656,000		800		3,592,000													
								100	7,560	756,000	B	100	4,490	449,000	A												
								(小計)				371,000		370,000		555,000											
36	3662	株エイチーム	H26.05.09	12:20:12 ~ 12:28:11	4,445	8,640	-	100	4,510	451,000		800	4,445	3,556,000	A	29,800											
								100	4,498	449,800		100	4,475	447,500													
								100	4,475	447,500																	
								400	4,475	1,790,000																	
								100	4,475	447,500																	
								100	4,475	447,500																	
								900		4,033,300		900		4,003,500													
								100	8,640	864,000	B	100	4,475	447,500													
																			(小計)				446,300		440,000		660,000
								37	3663	アトスパークホールディングス株	H26.05.01	12:09:05 ~ 12:11:12	402	517	-				100	416	41,600		800	402	321,600	A	9,100
100	413	41,300																									
600	413	247,800																									
800		330,700		800		321,600																					
200	517	103,400	B	100	416	41,600																					
				100	413	41,300																					
								200		103,400		200		82,900		20,500											
								(小計)				29,600		20,000		30,000											
38	3663	アトスパークホールディングス株	H26.05.12	12:16:33 ~ 12:20:44	423	612	-	100	436	43,600		1,400	423	592,200	A	11,600											
								100	434	43,400																	
								100	433	43,300																	
								100	435	43,500																	
								100	430	43,000																	
								900	430	387,000																	
								1,400		603,800		1,400		592,200													
								900	612	550,800	B	400	423	169,200	A												
												100	436	43,600													
												100	434	43,400													
												100	433	43,300													
												100	435	43,500													
												100	430	43,000													
								900		550,800		900		386,000		164,800											
								(小計)				176,400		170,000		255,000											
39	3663	アトスパークホールディングス株	H26.05.15	12:05:44 ~ 12:07:41	402	612	-	100	417	41,700		2,000	402	804,000	A												

(単位:円,株)

No.	銘柄コード	銘柄名	違反行為期間	開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イロ=ハ	1万円未満の額に係る処理(ニ)	課徴金額ニ×1.5
							売付価額・・・イ				買付価額・・・ロ						
							数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考			
							100	415	41,500								
							900	415	373,500								
							100	415	41,500								
							800	415	332,000								
							2,000		830,200	2,000		804,000	26,200				
							300	612	183,600	B	100	417	41,700				
											100	415	41,500				
											100	415	41,500				
							300		183,600	300		124,700	58,900				
													(小計)	85,100	80,000	120,000	
40	3664	株モブキャスト	H26.04.25 12:23:49 ~ 12:29:20	822	820	-	200	839	167,800		400	822	328,800	A			
							100	837	83,700								
							100	828	82,800								
							400		334,300	400		328,800	5,500				
							200	820	164,000	B	200	822	164,400	A	0		
													(小計)	5,500	0	0	
41	3769	GMOヘイメントゲートウェイ株	H26.05.19 12:24:50 ~ 12:27:17	3,205	-	-	100	3,215	321,500		200	3,205	641,000	A			
							100	3,215	321,500								
							200		643,000	200		641,000	2,000		0	0	
42	3769	GMOヘイメントゲートウェイ株	H26.05.20 12:07:47 ~ 12:18:18	3,180	-	3165	100	3,250	325,000		1,100	3,180	3,498,000	A			
							100	3,220	322,000		100	3,230	323,000				
							900	3,220	2,898,000								
							100	3,235	323,500								
							1,200		3,868,500	1,200		3,821,000	47,500				
							400	3,235	1,294,000		400	3,165	1,266,000	C	28,000		
													(小計)	75,500	70,000	105,000	
43	4109	ステラ ケミファ株	H26.05.15 12:18:10 ~ 12:24:00	1,308	1,333	-	100	1,346	134,600		600	1,308	784,800	A			
							300	1,346	403,800								
							100	1,346	134,600								
							100	1,346	134,600								
							600		807,600	600		784,800	22,800				
							100	1,333	133,300	B	100	1,346	134,600		0		
													(小計)	22,800	20,000	30,000	
44	4109	ステラ ケミファ株	H26.05.21 12:11:27 ~ 12:20:57	1,263	1,369	-	100	1,298	129,800		3,100	1,263	3,915,300	A			
							100	1,298	129,800		100	1,268	126,800				
							100	1,288	128,800								
							400	1,288	515,200								
							100	1,288	128,800								
							400	1,288	515,200								
							100	1,288	128,800								
							300	1,288	386,400								
							100	1,288	128,800								
							300	1,288	386,400								
							100	1,288	128,800								
							100	1,288	128,800								
							100	1,288	128,800								
							200	1,288	257,600								
							100	1,288	128,800								
							100	1,288	128,800								
							3,200		4,123,600	3,200		4,042,100	81,500				
							400	1,369	547,600	B	100	1,288	128,800				
											100	1,288	128,800				
											100	1,288	128,800				
											100	1,288	128,800				
							400		547,600	400		515,200	32,400				
													(小計)	113,900	110,000	165,000	
45	4344	ソースネクスト株	H26.05.14 12:22:28 ~ 12:23:19	-	-	522	100	633	63,300		100	633	63,300		0		
							900	633	569,700		900	522	469,800	C	99,900		
													(小計)	99,900	90,000	135,000	
46	4344	ソースネクスト株	H26.05.15 12:20:55 ~ 12:23:28	600	-	522	900	615	553,500		900	600	540,000	A			
							300	615	184,500		100	607	60,700				
											100	615	61,500				
											100	615	61,500				
							1,200		738,000	1,200		723,700	14,300				
							700	615	430,500		2,700	522	1,409,400	C			
							100	615	61,500								

(単位:円,株)

No.	銘柄 コード	銘柄名	違反行為期間		開始 価格	最高 価格	最低 価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イ-ロ=ハ	1万円未満 の額に係 る処理 (ニ)	課徴金額 ニ×1.5
								売付価額…イ				買付価額…ロ						
								数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考			
								4,000		3,707,000		4,000		3,628,000		79,000		
								100	982	98,200	B	100	926	92,600		5,600		
								(小計)					84,600		80,000		120,000	
54	4514	あすか製薬株	H26.04.24	12:06:14 ~ 12:15:55	936	982	-	100	956	95,600		3,100	936	2,901,600	A			
								100	948	94,800								
								800	948	758,400								
								100	948	94,800								
								900	948	853,200								
								100	953	95,300								
								800	953	762,400								
								100	953	95,300								
								100	953	95,300								
								3,100		2,945,100		3,100		2,901,600		43,500		
								100	982	98,200	B	100	953	95,300		2,900		
								(小計)					46,400		40,000		60,000	
55	4514	あすか製薬株	H26.04.28	12:13:33 ~ 12:22:15	924	1,085	-	100	978	97,800		3,900	924	3,603,600	A			
								900	978	880,200								
								100	978	97,800								
								900	978	880,200								
								100	982	98,200								
								900	982	883,800								
								200	982	196,400								
								100	982	98,200								
								300	982	294,600								
								300	982	294,600								
								3,900		3,821,800		3,900		3,603,600		218,200		
								300	1,085	325,500	B	100	924	92,400	A			
												100	981	98,100				
												100	978	97,800				
								300		325,500		300		288,300		37,200		
								(小計)					255,400		250,000		375,000	
56	4514	あすか製薬株	H26.04.30	12:07:13 ~ 12:16:06	926	1,085	-	100	972	97,200		4,000	926	3,704,000	A			
								800	972	777,600								
								100	972	97,200								
								700	972	680,400								
								100	972	97,200								
								600	972	583,200								
								100	958	95,800								
								600	958	574,800								
								200	958	191,600								
								100	958	95,800								
								100	958	95,800								
								200	958	191,600								
								200	958	191,600								
								4,000		3,865,600		4,000		3,704,000		161,600		
								200	1,085	217,000	B	100	958	95,800				
												100	956	95,600				
								200		217,000		200		191,400		25,600		
								(小計)					187,200		180,000		270,000	
57	4514	あすか製薬株	H26.05.07	12:08:36 ~ 12:20:11	882	1,085	-	100	958	95,800		4,000	882	3,528,000	A			
								900	958	862,200								
								100	958	95,800								
								900	958	862,200								
								100	956	95,600								
								800	956	764,800								
								100	956	95,600								
								700	956	669,200								
								100	956	95,600								
								100	956	95,600								
								100	956	95,600								
								4,000		3,828,000		4,000		3,528,000		300,000		
								100	1,085	108,500	B	100	968	96,800		11,700		
								(小計)					311,700		310,000		465,000	
58	4514	あすか製薬株	H26.05.12	12:11:14 ~ 12:28:16	907	1,085	-	100	942	94,200		4,000	907	3,628,000	A			
								800	942	753,600								
								100	942	94,200								
								700	942	659,400								
								100	941	94,100								

(単位:円,株)

No.	銘柄コード	銘柄名	違反行為期間	開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イ-ロ=ハ	1万円未満の額に係る処理(ニ)	課徴金額ニ×1.5	
							売付価額…イ				買付価額…ロ							
							数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考				
							600	941	564,600									
							100	941	94,100									
							500	941	470,500									
							400	940	376,000									
							100	940	94,000									
							100	940	94,000									
							200	940	188,000									
							100	940	94,000									
							100	940	94,000									
							4000		3,764,700		4,000		3,628,000		136,700			
							200	1,085	217,000	B	100	940	94,000					
											100	938	93,800					
							200		217,000		200		187,800		29,200			
														(小計)	165,900	160,000	240,000	
59	4514	あすか製菓(株)	H26.05.14	12:05:53	~	12:20:29	816	1,085	-									
							800	918	734,400		2,900	816	2,366,400	A				
							100	918	91,800									
							900	918	826,200									
							100	918	91,800									
							800	918	734,400									
							100	918	91,800									
							100	908	90,800									
							2,900		2,661,200		2,900		2,366,400		294,800			
							1,400	1,085	1,519,000	B	1,400	816	1,142,400	A	376,600			
														(小計)	671,400	670,000	1,005,000	
60	4576	株式会社ウエストンセラビティクス研究所	H26.04.28	12:11:41	~	12:16:00	780	1,421	-									
							100	799	79,900		500	780	390,000	A				
							400	799	319,600									
							500		399,500		500		390,000		9,500			
							100	1,421	142,100	B	100	799	79,900		62,200			
														(小計)	71,700	70,000	105,000	
61	4576	株式会社ウエストンセラビティクス研究所	H26.04.30	12:05:15	~	12:06:55	742	1,421	-									
							100	768	76,800		2,000	742	1,484,000	A				
							900	768	691,200									
							100	768	76,800									
							900	768	691,200									
							2,000		1,536,000		2,000		1,484,000		52,000			
							200	1,421	284,200	B	100	768	76,800					
											100	768	76,800					
							200		284,200		200		153,600		130,600			
														(小計)	182,600	180,000	270,000	
62	4576	株式会社ウエストンセラビティクス研究所	H26.05.02	12:11:01	~	12:12:33	832	1,421	-									
							200	849	169,800		2,000	832	1,664,000	A				
							100	845	84,500									
							700	845	591,500									
							100	845	84,500									
							900	845	760,500									
							2,000		1,690,800		2,000		1,664,000		26,800			
							200	1,421	284,200	B	100	845	84,500					
											100	845	84,500					
							200		284,200		200		169,000		115,200			
														(小計)	142,000	140,000	210,000	
63	4576	株式会社ウエストンセラビティクス研究所	H26.05.12	12:07:13	~	12:09:19	900	1,421	-									
							100	920	92,000		1,900	900	1,710,000	A				
							100	918	91,800									
							900	918	826,200									
							800	918	734,400									
							1,900		1,744,400		1,900		1,710,000		34,400			
							200	1,421	284,200	B	100	920	92,000					
											100	918	91,800					
							200		284,200		200		183,800		100,400			
														(小計)	134,800	130,000	195,000	
64	4587	ペプチリーム(株)	H26.05.19	12:17:58	~	12:24:23	5,630	-	5,170									
							300	5,660	1,698,000		100	5,630	563,000	A				
							100	5,660	566,000		100	5,630	563,000					
											100	5,660	566,000					
											100	5,640	564,000					
							400		2,264,000		400		2,256,000		8,000			
							300	5,660	1,698,000		300	5,170	1,551,000	C	147,000			
														(小計)	155,000	150,000	225,000	
65	4686	株式会社ジャストシステム	H26.04.16	12:05:40	~	12:07:17	-	-	650									
							100	737	73,700		100	737	73,700		0			
							400	737	294,800		400	650	260,000	C	34,800			
														(小計)	34,800	30,000	45,000	
66	4686	株式会社ジャストシステム	H26.04.22	12:05:46	~	12:07:26	730	784	-									
							100	751	75,100		1,000	730	730,000	A				
							900	751	675,900									

(単位:円,株)

No.	銘柄コード	銘柄名	違反行為期間			開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イロー=ハ	1万円未満の額に係る処理(二)	課徴金額ニ×1.5		
									売付価額・・・イ				買付価額・・・ロ								
									数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考					
									1000		751,000			1,000		730,000			21,000		
									100	784	78,400	B		100	751	75,100			3,300		
									(小計)								24,300	20,000	30,000		
67	4686	株ジャストシステム	H26.04.23	12:05:22 ~ 12:07:28	716	-	641	200	740	148,000			1,000	716	716,000	A					
									800	736	588,800			100	729	72,900					
									100	729	72,900										
									1100		809,700			1,100		788,900			20,800		
									900	729	656,100			900	641	576,900	C		79,200		
									(小計)								100,000	100,000	150,000		
68	4686	株ジャストシステム	H26.04.25	12:05:18 ~ 12:09:31	712	-	641	100	723	72,300			1,000	712	712,000	A					
									900	723	650,700			100	725	72,500					
									100	723	72,300			100	723	72,300					
									200	723	144,600			100	723	72,300					
									1,300		939,900			1,300		929,100			10,800		
									700	723	506,100			700	641	448,700	C		57,400		
									(小計)								68,200	60,000	90,000		
69	4686	株ジャストシステム	H26.04.28	12:06:40 ~ 12:10:18	-	-	641	100	694	69,400			100	695.9	69,590						
									200	694	138,800			100	693	69,300					
													100	694	69,400						
									300		208,200			300		208,290			0		
									700	694	485,800			700	641	448,700	C		37,100		
									(小計)								37,100	30,000	45,000		
70	4686	株ジャストシステム	H26.05.07	12:16:53 ~ 12:19:03	-	-	641	100	698	69,800			100	698	69,800						
									100	695	69,500			100	695	69,500					
									100	691	69,100			100	691	69,100					
									100	691	69,100			100	691	69,100					
									400		277,500			400		277,500			0		
									800	691	552,800			1,800	641	1,153,800	C				
									100	691	69,100										
									900	691	621,900										
									1800		1,243,800			1,800		1,153,800			90,000		
									(小計)								90,000	90,000	135,000		
71	4686	株ジャストシステム	H26.05.16	12:10:16 ~ 12:14:31	654	-	641	100	666	66,600			2,000	654	1,308,000	A					
									100	662	66,200			100	666	66,600					
									900	662	595,800			100	662	66,200					
									100	662	66,200			100	662	66,200					
									800	662	529,600			100	662	66,200					
									100	662	66,200										
									300	672	201,600										
									2,400		1,592,200			2,400		1,573,200			19,000		
									700	672	470,400			1,600	641	1,025,600	C				
									900	662	595,800										
									1,600		1,066,200			1,600		1,025,600			40,600		
									(小計)								59,600	50,000	75,000		
72	4686	株ジャストシステム	H26.05.19	12:23:39 ~ 12:26:01	-	-	646	400	662	264,800			100	657	65,700						
													100	662	66,200						
													100	662	66,200						
													100	663	66,300						
									400		264,800			400		264,400			400		
									600	662	397,200			2,600	646	1,679,600	C				
									100	662	66,200										
									900	662	595,800										
									100	663	66,300										
									900	663	596,700										
									2,600		1,722,200			2,600		1,679,600			42,600		
									(小計)								43,000	40,000	60,000		
73	4708	株もしもしホットライン	H26.05.01	12:11:38 ~ 12:16:47	1,028	1,045	-	100	1,038	103,800			500	1,028	514,000	A					
									100	1,036	103,600										
									100	1,036	103,600										
									200	1,036	207,200										
									500		518,200			500		514,000			4,200		
									200	1,045	209,000	B		100	1,028	102,800	A				
													100	1,038	103,800						
									200		209,000			200		206,600			2,400		
									(小計)								6,600	0	0		
74	5121	株藤倉ゴム工業	H26.04.24	12:05:24 ~ 12:07:36	-	-	720	100	915	91,500			100	915	91,500						
									100	918	91,800			100	912	91,200					
									200		183,300			200		182,700			600		
									100	918	91,800			200	720	144,000	C				

(単位:円,株)

No.	銘柄 コード	銘柄名	違反行為期間		開始 価格	最高 価格	最低 価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イ-ロ= ハ	1万円未満 の額に係 る処理 (ニ)	課徴金額 ニ×1.5
								売付価額…イ				買付価額…ロ						
								数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考			
								100	912	91,200								
								200		183,000		200		144,000				
								(小計)				39,600	30,000	45,000				
75	5191	東海ゴム工業(株)	H26.05.02	12:06:47 ~ 12:13:56	1,049	-	-	100	1,096	109,600		600	1,049	629,400	A			
								500	1096	548,000								
								600		657,600		600		629,400		28,200	20,000	
76	5191	東海ゴム工業(株)	H26.05.08	12:15:37 ~ 12:24:38	1,038	1,080	-	100	1,088	108,800		4,400	1,038	4,567,200	A			
								600	1,088	652,800								
								100	1,088	108,800								
								500	1,088	544,000								
								400	1,088	435,200								
								100	1,088	108,800								
								100	1,088	108,800								
								100	1,088	108,800								
								400	1,088	435,200								
								100	1,088	108,800								
								300	1,088	326,400								
								100	1,086	108,600								
								300	1,086	325,800								
								100	1,086	108,600								
								300	1,086	325,800								
								100	1,086	108,600								
								100	1,086	108,600								
								100	1,086	108,600								
								4,400		4,785,000		4,400		4,567,200		217,800		
								400	1,080	432,000	B	100	1,038	103,800	A			
												100	1,086	108,600				
												100	1,086	108,600				
												100	1,086	108,600				
								400		432,000		400		429,600		2,400		
								(小計)				220,200	220,000	330,000				
77	5191	東海ゴム工業(株)	H26.05.13	12:13:20 ~ 12:18:48	1,041	1,089	-	100	1,066	106,600		3,400	1,041	3,539,400	A			
								700	1,066	746,200								
								100	1,066	106,600								
								600	1,066	639,600								
								100	1,066	106,600								
								600	1,066	639,600								
								100	1,066	106,600								
								300	1,066	319,800								
								200	1,066	213,200								
								100	1,066	106,600								
								100	1,066	106,600								
								400	1,066	426,400								
								3,400		3,624,400		3,400		3,539,400		85,000		
								200	1,089	217,800	B	100	1,041	104,100	A			
												100	1,066	106,600				
								200		217,800		200		210,700		7,100		
								(小計)				92,100	90,000	135,000				
78	5191	東海ゴム工業(株)	H26.05.22	12:25:37 ~ 12:29:12	980	1,140	-	100	982	98,200		300	980	294,000	A			
								100	982	98,200								
								100	982	98,200								
								300		294,600		300		294,000		600		
								2,700	1,140	3,078,000	B	2,700	980	2,646,000	A	432,000		
								(小計)				432,600	430,000	645,000				
79	5288	ジャパンパイル(株)	H26.04.09	12:21:39 ~ 12:27:07	853	-	-	100	879	87,900		500	853	426,500	A			
								200	879	175,800								
								100	876	87,600								
								100	876	87,600								
								500		438,900		500		426,500		12,400	10,000	
80	5288	ジャパンパイル(株)	H26.04.21	12:20:39 ~ 12:27:25	864	889	-	100	878	87,800		2,900	864	2,505,600	A			
								900	878	790,200								
								100	882	88,200								
								800	882	705,600								
								100	881	88,100								
								900	881	792,900								
								2,900		2,552,800		2,900		2,505,600		47,200		
								200	889	177,800	B	100	864	86,400	A			

(単位:円,株)

No.	銘柄 コード	銘柄名	違反行為期間	開始 価格	最高 価格	最低 価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イ-ロ= ハ	1万円未満 の額に係 る処理 (ニ)	課徴金額 ニ×1.5
							売付価額...イ				買付価額...ロ						
							数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考			
													(小計)	436,500	430,000	645,000	
88	6418	日本金銭機械株	H26.04.30 12:07:51 ~ 12:10:12	1,738	-	1,616	100	1,765	176,500	1,000	1,738	1,738,000	A				
							900	1,765	1,588,500	100	1,765	176,500					
							100	1,759	175,900	100	1,761	176,100					
							200	1,759	351,800	100	1,759	175,900					
							1,300		2,292,700	1,300		2,266,500		26,200			
							700	1,759	1,231,300	700	1,616	1,131,200	C	100,100			
													(小計)	126,300	120,000	180,000	
89	6418	日本金銭機械株	H26.05.19 12:05:28 ~ 12:08:04	-	-	1,616	300	1,745	523,500	100	1,739	173,900					
										100	1,737	173,700					
										100	1,737	173,700					
							300		523,500	300		521,300		2,200			
							700	1,745	1,221,500	2,700	1,616	4,363,200	C				
							100	1,737	173,700								
							900	1,737	1,563,300								
							100	1,737	173,700								
							900	1,737	1,563,300								
							2,700		4,695,500	2,700		4,363,200		332,300			
													(小計)	334,500	330,000	495,000	
90	6418	日本金銭機械株	H26.05.20 12:05:17 ~ 12:08:55	1,702	-	1,616	100	1,724	172,400	900	1,702	1,531,800	A				
							900	1,724	1,551,600	100	1,732	173,200					
							300	1,724	517,200	100	1,724	172,400					
										100	1,728	172,800					
										100	1,721	172,100					
							1,300		2,241,200	1,300		2,222,300		18,900			
							600	1,724	1,034,400	2,600	1,616	4,201,600	C				
							100	1,728	172,800								
							1,000	1,721	1,721,000								
							100	1,721	172,100								
							800	1,721	1,376,800								
							2,600		4,477,100	2,600		4,201,600		275,500			
													(小計)	294,400	290,000	435,000	
91	6428	株オーイスマ	H26.04.23 12:10:56 ~ 12:13:18	-	-	811	100	929	92,900	100	929	92,900					
							200	929	185,800	100	928	92,800					
										100	930	93,000					
							300		278,700	300		278,700		0			
							200	929	185,800	1,200	811	973,200	C				
							100	928	92,800								
							400	928	371,200								
							100	930	93,000								
							400	930	372,000								
							1,200		1,114,800	1,200		973,200		141,600			
													(小計)	141,600	140,000	210,000	
92	6428	株オーイスマ	H26.04.25 12:20:51 ~ 12:23:56	-	-	811	100	948	94,800	100	948	94,800					
							100	948	94,800	100	948	94,800					
							200		189,600	200		189,600		0			
							300	948	284,400	700	811	567,700	C				
							100	948	94,800								
							300	948	284,400								
							700		663,600	700		567,700		95,900			
													(小計)	95,900	90,000	135,000	
93	6428	株オーイスマ	H26.05.01 12:25:50 ~ 12:26:22	-	-	811	100	874	87,400	100	874	87,400					
							100	874	87,400	100	874	87,400					
							200		174,800	200		174,800		0			
							800	874	699,200	1,800	811	1,459,800	C				
							100	874	87,400								
							900	874	786,600								
							1,800		1,573,200	1,800		1,459,800		113,400			
													(小計)	113,400	110,000	165,000	
94	6428	株オーイスマ	H26.05.12 12:23:02 ~ 12:28:00	879	-	811	100	895	89,500	1,000	879	879,000	A				
							600	895	537,000	100	895	89,500					
							100	893	89,300	100	893	89,300					
							500	893	446,500	100	893	89,300					
							100	893	89,300	100	892	89,200					
							200	893	178,600	100	892	89,200					
										100	893	89,300					
							1,600		1,430,200	1,600		1,414,800		15,400			
							100	893	89,300	1,500	811	1,216,500	C				
							100	892	89,200								

(単位:円,株)

No.	銘柄 コード	銘柄名	違反行為期間		開始 価格	最高 価格	最低 価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イ-ロ= ハ	1万円未満 の額に係 る処理 (二)	課徴金額 ニ×1.5
								売付価額…イ				買付価額…ロ						
								数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考			
								100	1,024	102,400								
								800	1,024	819,200								
								100	1,024	102,400								
								700	1,024	716,800								
								100	1,023	102,300								
								200	1,023	204,600								
								100	1,023	102,300								
								4,000		4,092,400		4,000		4,044,000		48,400		
								100	1,086	108,600	B	100	1,023	102,300		6,300		
								(小計)								54,700	50,000	75,000
109	7148	株FPG	H26.04.25	12:06:35 ~ 12:21:50	1,005	1,086	-	100	1,028	102,800		3,800	1,005	3,819,000	A			
								100	1,018	101,800								
								500	1,018	509,000								
								100	1,018	101,800								
								400	1,018	407,200								
								100	1,018	101,800								
								400	1,018	407,200								
								100	1,022	102,200								
								300	1,022	306,600								
								100	1,022	102,200								
								300	1,022	306,600								
								100	1,020	102,000								
								300	1,020	306,000								
								100	1,020	102,000								
								200	1,020	204,000								
								100	1,015	101,500								
								200	1,015	203,000								
								100	1,013	101,300								
								200	1,013	202,600								
								3,800		3,871,600		3,800		3,819,000		52,600		
								400	1,086	434,400	B	200	1,005	201,000	A			
												100	1,008	100,800				
												100	1,008	100,800				
								400		434,400		400		402,600		31,800		
								(小計)								84,400	80,000	120,000
110	7148	株FPG	H26.05.08	12:23:00 ~ 12:29:08	1,028	1,043.9	-	100	1,038	103,800		3,000	1,028	3,084,000	A			
								300	1,038	311,400								
								100	1,038	103,800								
								300	1,038	311,400								
								100	1,038	103,800								
								300	1,038	311,400								
								100	1,038	103,800								
								300	1,038	311,400								
								100	1,038	103,800								
								200	1,038	207,600								
								100	1,036	103,600								
								200	1,036	207,200								
								100	1,036	103,600								
								200	1,036	207,200								
								100	1,036	103,600								
								200	1,036	207,200								
								100	1,036	103,600								
								200	1,036	207,200								
								100	1,036	103,600								
								3,000		3,111,800		3,000		3,084,000		27,800		
								500	1,043.9	521,950	B	100	1,036	103,600				
												100	1,036	103,600				
												100	1,036	103,600				
												100	1,036	103,600				
												100	1,036	103,600				
								500		521,950		500		518,000		3,950		
								(小計)								31,750	30,000	45,000
111	7148	株FPG	H26.05.16	12:25:18 ~ 12:29:20	1,005.9	-	-	100	1,015	101,500		600	1,005.9	603,540	A			
								500	1,015	507,500								
								600		609,000		600		603,540		5,460	0	0
112	7148	株FPG	H26.05.21	12:06:05 ~ 12:18:02	948	995	-	1,000	970	970,000		4,000	948	3,792,000	A			
								100	969	96,900								
								100	969	96,900								
								900	969	872,100								
								100	970	97,000								

(単位:円,株)

No.	銘柄 コード	銘柄名	違反行為期間	開始 価格	最高 価格	最低 価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イロー ハ	1万円未満 の額に係 る処理 (二)	課徴金額 ニ×1.5	
							売付価額...イ				買付価額...ロ							
							数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考				
							800	970	776,000									
							100	975	97,500									
							700	975	682,500									
							100	975	97,500									
							100	975	97,500									
							4,000		3,883,900		4,000		3,792,000		91,900			
							100	995	99,500	B	100	975	97,500		2,000			
							(小計)								93,900	90,000	135,000	
113	7226	極東開発工業株	H26.05.14	12:16:34	~	12:24:08	1,429.9	-	-		100	1,458	145,800		600	1,429.9	857,940	A
							300	1,458	437,400									
							100	1,458	145,800									
							100	1,458	145,800									
							600		874,800		600		857,940		16,860	10,000	15,000	
114	7266	株今仙電機製作所	H26.05.16	12:10:19	~	12:19:29	1,282	1,457	-		100	1,293	129,300		400	1,282	512,800	A
							100	1,293	129,300									
							100	1,293	129,300									
							100	1,293	129,300									
							400		517,200		400		512,800		4,400			
							600	1,457	874,200	B	300	1,282	384,600	A				
											100	1,292	129,200					
											100	1,292	129,200					
											100	1,295	129,500					
							600		874,200		600		772,500		101,700			
							(小計)								106,100	100,000	150,000	
115	7296	株エフ・シー・シー	H26.05.15	12:23:35	~	12:28:23	1,673	-	-		100	1,678	167,800		600	1,673	1,003,800	A
							100	1,678	167,800									
							100	1,678	167,800									
							300	1,678	503,400									
							600		1,006,800		600		1,003,800		3,000	0	0	
116	7739	株キャノン電子株	H26.05.16	12:16:33	~	12:27:00	1,701	1,902	-		100	1,714	171,400		400	1,701	680,400	A
							100	1,714	171,400									
							100	1,715	171,500									
							100	1,715	171,500									
							400		685,800		400		680,400		5,400			
							400	1,902	760,800	B	200	1,701	340,200	A				
											100	1,711	171,100					
											100	1,711	171,100					
							400		760,800		400		682,400		78,400			
							(小計)								83,800	80,000	120,000	
117	7943	株ニチハ株	H26.04.10	12:23:30	~	12:28:24	1,151	-	-		100	1,179	117,900		500	1,151	575,500	A
							400	1,179	471,600									
							500		589,500		500		575,500		14,000	10,000	15,000	
118	7943	株ニチハ株	H26.04.24	12:24:21	~	12:28:24	1,140	-	-		100	1,176	117,600		500	1,140	570,000	A
							400	1,176	470,400									
							500		588,000		500		570,000		18,000	10,000	15,000	
119	7943	株ニチハ株	H26.04.28	12:18:33	~	12:27:05	1,198	1,206	-		100	1,228	122,800		2,500	1,198	2,995,000	A
							300	1,228	368,400									
							100	1,228	122,800									
							200	1,228	245,600									
							100	1,228	122,800									
							200	1,228	245,600									
							100	1,228	122,800									
							200	1,228	245,600									
							100	1,228	122,800									
							200	1,228	245,600									
							100	1,228	122,800									
							200	1,228	245,600									
							100	1,228	122,800									
							100	1,228	122,800									
							100	1,218	121,800									
							100	1,218	121,800									
							100	1,222	122,200									
							100	1,222	122,200									
							2,500		3,066,800		2,500		2,995,000		71,800			
							900	1,206	1,085,400	B	900	1,198	1,078,200	A	7,200			
							(小計)								79,000	70,000	105,000	
120	7943	株ニチハ株	H26.05.13	12:22:13	~	12:28:27	1,126	-	-		100	1,176	117,600		500	1,126	563,000	A
							400	1,176	470,400									
							500		588,000		500		563,000		25,000	20,000	30,000	

(単位:円,株)

No.	銘柄コード	銘柄名	違反行為期間		開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イロー=ハ	1万円未満の額に係る処理(二)	課徴金額 ニ×1.5	
								売付価額・・・イ				買付価額・・・ロ							
								数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考				
121	7943	ニ子ハ株	H26.05.19	12:06:14 ~ 12:22:50	1,028	1,159	-	100	1,088	108,800		1,000	1,028	1,028,000	A				
								500	1,088	544,000		100	1,042	104,200					
								100	1,088	108,800		100	1,047	104,700					
								300	1,088	326,400		100	1,052	105,200					
								100	1,088	108,800		100	1,052	105,200					
								300	1,088	326,400		100	1,088	108,800					
								100	1,080	108,000		100	1,075	107,500					
								300	1,080	324,000		100	1,075	107,500					
												100	1,065	106,500					
								1800		1,955,200		1,800		1,877,600					77,600
								100	1,159	115,900	B	100	1,042	104,200					11,700
(小計)											89,300	80,000	120,000						
122	7943	ニ子ハ株	H26.05.23	12:14:27 ~ 12:25:24	1,039	1,198	-	100	1,049	104,900		2,300	1,039	2,389,700	A				
								600	1,049	629,400		100	1,045	104,500					
								100	1,049	104,900									
								100	1,053	105,300									
								600	1,053	631,800									
								100	1,053	105,300									
								100	1,050	105,000									
								100	1,048	104,800									
								100	1,050	105,000									
								100	1,048	104,800									
								400	1,050	420,000									
								2400		2,521,200		2,400		2,494,200					27,000
								400	1,198	479,200	B	100	1,048	104,800					
												100	1,046	104,600					
				100	1,044	104,400													
				100	1,046	104,600													
400		479,200		400		418,400		60,800											
(小計)											87,800	80,000	120,000						
123	8012	長瀬産業株	H26.05.15	12:15:40 ~ 12:23:10	1,242	1,257	-	100	1,266	126,600		500	1,242	621,000	A				
								100	1,252	125,200									
								300	1,252	375,600									
								500		627,400		500		621,000					6,400
								100	1,257	125,700	B	100	1,252	125,200					500
(小計)											6,900	0	0						
124	8012	長瀬産業株	H26.05.19	12:20:57 ~ 12:26:01	1,209	1,272	-	100	1,236	123,600		2,000	1,209	2,418,000	A				
								500	1,236	618,000									
								100	1,236	123,600									
								400	1,236	494,400									
								100	1,236	123,600									
								400	1,236	494,400									
								100	1,236	123,600									
								300	1,236	370,800									
								2,000		2,472,000		2,000		2,418,000					54,000
								300	1,272	381,600	B	100	1,236	123,600					
				200	1,236	247,200													
300		381,600		300		370,800		10,800											
(小計)											64,800	60,000	90,000						
125	8012	長瀬産業株	H26.05.22	12:15:02 ~ 12:27:03	1,176	1,288	-	100	1,188	118,800		1,400	1,176	1,646,400	A				
								100	1,188	118,800									
								100	1,188	118,800									
								200	1,188	237,600									
								100	1,188	118,800									
								200	1,188	237,600									
								100	1,188	118,800									
								100	1,188	118,800									
								100	1,188	118,800									
								100	1,186	118,600									
								100	1,186	118,600									
								100	1,182	118,200									
								100	1,186	118,600									
								1,400		1,662,000		1,400		1,646,400					15,600
3,100	1,288	3,992,800	B	2,600	1,176	3,057,600	A												
				400	1,182	472,800													
				100	1,187	118,700													
3,100		3,992,800		3,100		3,649,100		343,700											
(小計)											359,300	350,000	525,000						
126	8276	株平和堂	H26.05.16	12:20:25 ~ 12:28:17	1,393	1,493	-	100	1,428	142,800		600	1,393	835,800	A				
								200	1,428	285,600		100	1,402	140,200					

(単位:円,株)

No.	銘柄コード	銘柄名	違反行為期間	開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イロ=ハ	1万円未満の額に係る処理(ニ)	課徴金額 ニ×1.5
							売付価額...イ				買付価額...ロ						
							数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考			
							100	1,407	140,700								
							300	1,407	422,100								
							700		991,200		700		976,000		15,200		
							100	1,493	149,300	B	100	1,407	140,700		8,600		
							(小計)						23,800		20,000		30,000
127	8276	榊平和堂	H26.05.19 12:17:49 ~ 12:26:11	1,412	1,499	-	100	1,448	144,800		2,000	1,412	2,824,000	A			
							100	1,448	144,800								
							400	1,448	579,200								
							100	1,448	144,800								
							400	1,448	579,200								
							100	1,448	144,800								
							400	1,448	579,200								
							100	1,448	144,800								
							300	1,448	434,400								
							2,000		2,896,000		2,000		2,824,000		72,000		
							200	1,499	299,800	B	100	1,448	144,800				
											100	1,448	144,800				
							200		299,800		200		289,600		10,200		
							(小計)						82,200		80,000		120,000
128	8424	芙蓉総合リース㈱	H26.05.21 12:20:05 ~ 12:26:14	3,845	4,735	-	100	3,855	385,500		300	3,845	1,153,500	A			
							200	3,855	771,000								
							300		1,156,500		300		1,153,500		3,000		
							100	4,735	473,500	B	100	3,870	387,000		86,500		
							(小計)						89,500		80,000		120,000
129	8424	芙蓉総合リース㈱	H26.05.23 12:10:30 ~ 12:13:55	4,020	4,735	-	100	4,045	404,500		300	4,020	1,206,000	A			
							100	4,045	404,500								
							100	4,045	404,500								
							300		1,213,500		300		1,206,000		7,500		
							200	4,735	947,000	B	100	4,050	405,000				
											100	4,050	405,000				
							200		947,000		200		810,000		137,000		
							(小計)						144,500		140,000		210,000
130	8613	丸三証券㈱	H26.05.01 12:15:17 ~ 12:22:09	734	-	-	100	739	73,900		600	734	440,400	A			
							500	739	369,500								
							600		443,400		600		440,400		3,000		0
131	8613	丸三証券㈱	H26.05.07 12:25:19 ~ 12:29:07	709	-	-	400	718	287,200		4,000	709	2,836,000	A			
							600	718	430,800								
							100	718	71,800								
							800	718	574,400								
							100	719	71,900								
							700	719	503,300								
							100	719	71,900								
							600	719	431,400								
							500	719	359,500								
							100	719	71,900								
							4000		2,874,100		4,000		2,836,000		38,100		30,000
132	8613	丸三証券㈱	H26.05.12 12:15:20 ~ 12:24:22	698	795	-	200	709	141,800		3,900	698	2,722,200	A			
							100	708	70,800								
							200	709	141,800								
							100	708	70,800								
							500	708	354,000								
							100	708	70,800								
							100	707	70,700								
							400	707	282,800								
							100	707	70,700								
							400	707	282,800								
							100	707	70,700								
							400	707	282,800								
							100	707	70,700								
							300	707	212,100								
							100	707	70,700								
							300	707	212,100								
							200	707	141,400								
							100	707	70,700								
							100	707	70,700								
							3,900		2,758,900		3,900		2,722,200		36,700		
							500	795	397,500	B	100	698	69,800	A			
											100	712	71,200				
											100	707	70,700				

(単位:円,株)

No.	銘柄コード	銘柄名	違反行為期間	開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イーロ=ハ	1万円未満の額に係る処理(二)	課徴金額 ニ×1.5	
							売付価額…イ				買付価額…ロ							
							数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考				
							200	944	188,800									
							100	944	94,400									
							100	944	94,400									
							100	944	94,400									
							4,000		3,776,800		4,000		3,720,000		56,800			
							300	950.1	285,030	B	100	944	94,400					
											100	944	94,400					
											100	944	94,400					
							300		285,030		300		283,200		1,830			
							(小計)								58,630	50,000	75,000	
141	9792	㈱ニチイ学館	H26.05.21 12:09:12 ~ 12:14:19	879	943	-	100	895	89,500		1,600	879	1,406,400	A				
							500	895	447,500		100	885	88,500					
							100	895	89,500		100	890	89,000					
							800	895	716,000		100	896	89,600					
							100	895	89,500		100	895	89,500					
							600	895	537,000		100	895	89,500					
											100	895	89,500					
							2,200		1,969,000		2,200		1,942,000		27,000			
							100	943	94,300	B	100	895	89,500		4,800			
							(小計)								31,800	30,000	45,000	
142	9946	ミニストップ(株)	H26.05.15 12:27:36 ~ 12:29:35	1,536	1,589	-	100	1,546	154,600		400	1,536	614,400	A				
							100	1,546	154,600									
							200	1,546	309,200									
							400		618,400		400		614,400		4,000			
							200	1,589	317,800	B	100	1,536	153,600	A				
											100	1,545	154,500					
							200		317,800		200		308,100		9,700			
							(小計)								13,700	10,000	15,000	
合計													14,040,000	21,060,000				

(1) 「開始価格」とは、各違反行為の開始時のその時における価格、「最高価格」とは、各違反行為終了後、1月を経過するまでの間の最も高い価格、「最低価格」とは、各違反行為終了後、1月を経過するまでの間の最も低い価格を表す。

(2) 備考欄のAは「違反者が違反行為の開始時に所有していた場合」、Bは「違反行為に係る買付数量が売付数量を超えた場合」、Cは「違反行為に係る売付数量が買付数量を超えた場合」を表す。

(3) ■ は、売買対当数量について、自己の計算による有価証券の売付け等の価額から自己の計算による有価証券の買付け等の価額を控除した額の計算過程を表す。

(4) 売買対当数量を超える部分について、イからロを控除した額が0を下回る場合は、0とする。

(5) 「1万円未満の額に係る処理(二)」欄は、ハの額が1万円未満である場合に法第176条第1項に基づき納付を命ずべき課徴金額が存在しない場合及び1万円以上である場合に同条第2項に基づき1万円未満の端数を切り捨てる場合の処理を行った金額を表す。